⑺～⑾　開発釧路第４号の１⑺～⑾に同じ。
⑿　本工事は、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。
２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
⑴　開発釧路第４号の２⑴に同じ。
⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　開発釧路第４号の２⑷に同じ。
⑷　平成８年度以降に、次のア、イ及びウの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ア　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)である工事の施工実績を有すること。
イ　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋の施工実績を有すること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
ウ　最大支間長が25m以上であること。
ただし、上記ア、イ及びウは同一工事であること。また、上記ア、イ及びウが確認できる図面等を添付すること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の施工実績を有することとし、その他の構成員については、上記のア及びイの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　開発釧路第４号の２⑹に同じ。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は、平成24年５月７日から平成25年１月18日までを予定している。ただし、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
イ　平成８年度以降に、上記⑷本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷本文に掲げる工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺～⑾　開発釧路第４号の２⑻～⑿に同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　開発釧路第４号の３⑴に同じ
⑵　総合評価の方法
ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。
イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」(100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～40点の範囲で「加算点」を与える。なお、詳細については入札説明書による。
評価項目
㋐　鋼橋上部工の長期耐久性と品質向上を図ることを目的とした施工計画。
㋑　安全性の向上と環境の維持に関する特別な施工計画。
ウ　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に、その確実性の高さに応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
㋐　品質確保の実効性。
㋑　施工体制確保の確実性。
エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
４　入札手続等
⑴～⑸　開発釧路第４号の４⑴～⑸に同じ。
５　その他
⑴～⑱　開発釧路第４号の５⑴～⑱に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notce above (No. 4)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Charo Bridge, Hokkaidou Oudan Expressway, Shiranuka Town, Hokkaido, Japan

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年７月 22 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中央環状品川線受変電設備工事
⑶　工事場所　東京都品川区南品川四丁目他５箇所
⑷　工事内容　受電設備３箇所、変電設備４箇所、自家発電設備２箇所及び無停電電源設備４箇所他の新設
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。
２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における電気工事に係る競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における電気工事に係る競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は２者で構成された共同企業体であること。
⑶　平成13年度以降に、以下に掲げる工事を完工した実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
ア　特別高圧受変電設備を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事
イ　高圧発電設備を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事
①　単体として申請する場合　上記ア及びイの両方の実績。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
②　共同企業体として申請する場合　代表者は上記①の単体と同様。構成員は上記ア又はイの実績。